

（３）臨時休業及び再開

- ①休日・夜間等の登校時間以外の時間帯について震度６弱以上の地震が発生した際は、当面の間、臨時休業とする。（全校対象）
- ②在校時において、震度６弱以上の地震が発生した際は、児童の引き渡しや集団下校等の対応後、当面の間、臨時休業とする。（全校対象）
- ③市立学校の再開は、学校ごとに校長及び教育委員会で協議した上で決定することとし、速やかに当該校の保護者及び市ホームページ等で周知することとする。